

は、法的規範として教会と信徒を拘束するものではない。信条は父祖の声であって現在の教会を拘束することはできない。従って、教会の一致のために或る教理的規準が必要であることは認められるとしても、その信条は多様な信仰の立場を包含するものとして、簡易信条が求められる。

信条 자체が、神の言葉である聖書の権威を越える規範となるような教条主義は誤りであるが、教会が指導者のカリスマや信徒の信仰体験という主観的なものに基礎をおくのでなく、教会の歴史的伝統にしっかりと立つキリストの教会の肢として建てられるためには、教会は信条教会でなければならない。信条教会とは、成文の信条を教会一致のシンボルとして法的規範力を認める立場の教会である。これは、キリスト教信仰の内容を規定するものは個人の宗教意識ではなく、神の言葉から導き出される教理であるという立場に立つものである。信条は、教理の教会的認識であり、それは成文化されて伝承され、伝統を形成する。信条に法的規範力を認めることは、教会の生きた信仰を圧殺するという主張が、旧日基にもあつたが、世々の教会が神の言葉に対する信仰告白として戦いとつてきた福音のメッセージ（信条）を、今の教会も自らの信仰として告白するとき、この問題は解消するであろう。

簡易信条を求める動機の一つは、信条は、教職と信徒の区別なく全教会がなし得る信仰告白であるべきであるという主張に基づいており、これは当然の願いである。<sup>44</sup>しかし、高度に神学的な表現をもつて云い表わされている信条における神知識も、一般信徒の教説的信仰において本質的に含まれている神知識と同一である。知識は正確さを求めるものであるから、そこには知識としての発展が認められねばならない。福音を正確に厳密に表現することは、福音の純粹性のため必要であり、そのためには精度の密な知識が要求される。福音主義的簡易信条を採用することにおいて、事実旧日基の中に福音理解の中広い多様性が生じ、福音の純粹性があいまいにされる状態が生れてきた。そのとき、それらと戦う教理の教会的規準をもたないということは、重大な欠陥であることが明白になった。<sup>45</sup>

福音主義諸教会は、自らの教会が負う伝統として、歴史の中で告白されてきた信条をうけとめるとき、歴史的なキリストの教会の肢として立つ道を踏み出すことになる。確かに、キリスト教会の信条の多くは、日本のキリスト教会が自らの信仰的戦いの中で告白したものではない。日本のキリスト教会は、精緻な信条を作成する程教会的成熟をしていなかつたのである。しかし、それだからといって、他の国々の教会が告白した信条を探り得ないということはない。キリストの教会の公同性を信じるものとして、教会史二千年の信仰的戦いは、われわれの共有財産である。キリストの教会は、何処にあると問わず、一つの教会であって、信仰の伝統を共有する。キリストの教会は、多くの肢々における信仰の戦いを通して、福音の理解をより正確にしてきた。それらは、その時代と場所における特定の状況の中での戦いを通して与えられた恵みであるが、それは又教会全体の告白なのである。わが国のプロテスタント教会の歴史は百年余にすぎないが、世界教会二千年の歴史をバックにして、その福音理解を武器とすることなしに、宣教と教会形成はあり得ない。

確かに、日本における宣教と教会形成の戦いは、特殊なものがあることは認めなくてはならない。日本の伝統的教心情と慣習が、西歐的セキュラリズムの影響と相俟つて、特別な伝道環境をつくつてある。しかし、それとヘレンズム世界における異邦人伝道に全く類比がないわけではない。古代基本信条に向う心情には、このような類比を認める認識が動機として働いているかもしれない。

更に、われわれは、教会内において、様々な福音理解と出会う。その時、諸々の教派的伝統がお互いに対決しつゝ自覚してきた福音理解の歴史を無視して、福音主義の無教派的教会を形成しようとするのは非歴史的であり、非現実的である。

この時代、この国のキリスト教会が、固有の信仰的戦いを信条という形に結晶させ、後代に伝統として継承させて

いくことは必要なことである。そして、これらの告白的戦いは、歴史におけるキリスト教会の公同の戦いの一環として位置づけられねばならない。新しい信条は、父祖たちの諸信条の上にたてらるべきであって、そこに示されてきた福音理解の無視又は後退であつてはならない。

すぐれた聖書的信条をもつこと自体が、教会の純潔の保証にはならないが、より聖書的信条に示される福音理解を明確にすることなしに、聖書的教会の形成はあり得ない。

神の摂理の場としての歴史の中で積み上げられてきた伝統を軽視するものは、歴史の挑戦を戦い得ないのである。

#### (B) 教会政治について

キリストの教会にも、他のすべての組織体と同じ様に政治がある。教会の政治は、伝統の中心である福音の正しい伝達を保証するためにあるもので、その形態は歴史的に発展してきたものである。これは、伝統を構成する一要素とされている職制と内容的には同じものをさしていると考える。

政治とは権力の行使である。権力とは他者を支配する力であり、命令に服従させる力である。教会には、教会の主であるキリストの権威と権力がある。しかし、教会における権力の行使は、この世の形態とは全く異なる。すなわち、教会の権力による統治は支配することではなく、仕えることである。<sup>註</sup>

宗教は概して個人の内面的な面を重視し、神とひとりひとりの魂との交わりを目的とする。キリスト教も同様であるが、それは決して個人主義を意味しない。聖書によると、キリストを信じた人々は、使徒を中心として交わりを形成し、共に礼拝に与る共同体を形成した。それは、諸所から集つて来て礼拝し、又散会するというクラブのようなものではなく、一つの組織・制度として秩序を確立するものであった。神は、神の民の内面的信仰を正しく守り育てるために、政治的制度をたてられた。それは、教会が福音の伝達のために正しい秩序を保つことが必要であったからである。

ある。神は無秩序の神ではなく、平和の神である。<sup>註</sup>

教会政治が、靈的なものに仕えるという目的を忘れて、手段を目的化するとき、政治は必然的に堕落する。教会政治の目的とは、キリストの教会の秩序をみ言葉に従つて維持し、礼拝におけるみ言葉の説教と礼典の正しい執行に仕え、それが信徒の靈的生活に生かされることである。

教会政治の根本原理は、教会の王はイエス・キリストであるということである。キリストは今も生きて、聖霊とみ言葉をもつて、御自身のからだである教会を治めておられる。教会の政治形態とは、王であるキリストの統治形態である。そして、その形態は時流に左右されるものではなく、この原理において聖書の規範に従うものでなければならぬ。教会史に表れた教会政治の基本的形態には、監督主義、会衆主義、長老主義の三つがあるが、これらが現在純粹な形態で存在することはなく、いろいろの要素が混在しているのが現状である。<sup>註</sup>

この三つの教会政治形態はそれぞれの根拠を聖書に求める。人間的観点からすれば、おのれの長所もあり短所もあるが、どれが聖書的かということが問われるのである。

本稿において、この三形態について論じる意図はないが、われわれがその支持を聖書に求める際、どのような方法に依るべきかという最も基本的な点について、ウエストミンスター信条告白一章六節をとりあげて考えることにした<sup>註</sup>い。

「神と自身の栄光、人間の救いと信仰のために必要なすべての事柄に関する神のご計画全体は、聖書の中に明示されているか、正当で必然的な結論として聖書から引き出される。その上には、みたまの新しい啓示によっても、人間の伝承にあっても、どのような時にも何ひとつ付加されはならない。それにもかかわらず、わたしたちは、み言葉の中に啓示されているような事柄の救拯的理義のためには、神のみたまの内的照明が必要であること、また神礼拝と

教会政治に関しては、常に守られなければならない言葉の通則に従い、本性の光とキリスト教的分別とによって規制されなければならない、人間行動と社会に共通のいくつかの事情であることを、「認める」。

ウェストミンスター信仰告白は、教会政治が、その具体的細目に至るまで、聖書によつて明確に規定されているとは主張しない。神礼拝と教会政治に関しては、「本性の光」と「キリスト教的分別」が働く「事情」があることを認めている。「本性の光」とは、一般恩寵によつて保たれている一般的原則を、各状況に適用するキリスト者の信仰に基づく理性の働きである。

さて、この本性の光とキリスト教的分別が働き得る分野について、次のことが確認される。

- (a) これは、神礼拝と教会政治にのみ適用される。
  - (b) しかも、それらの本質的要素に対してではなくて、「事情」circumstancesに限定されている。本性の光とキリスト教的分別は、神礼拝と教会政治の本質を規定する規準とはなり得ない。唯一つの規準は聖書である。そして、本性の光とキリスト教的分別の働きが認められるのは、神礼拝と教会政治が行われる外的環境に対してもある。
  - (c) それは、全部の外的環境ではなく、或る環境である。聖書において明らかに示され、又必然的に演繹されるような事情も存在する。
  - (d) その事情は又、「人間行動と社会に共通なもの」に限られる。
  - (e) 本性の光とキリスト教的分別を働くに当たっては、どんな事情の下にあっても、「常に守られなければならない言葉の「一般原則」に従つてでなければならない。
- 具体的に云えば、神礼拝については、時間、場所、礼拝の長さ、順序、回数等であり、教会政治については、長老の数、会議運営の方法、会議の管轄地域等をあげることができる。
- 従つて、教会政治の形態の原則は、このような「外的事情」ではない。封建時代とか民主主義の時代とかいう状況が、教会政治の形態の原則を左右してはならない。ウェストミンスター信仰告白は、教会政治の原則は、聖書において明白に示されているか、又は正当で必然的な結論として聖書から引き出されると主張する。
- こゝでは特に「正当で必然的な結論」という句の解釈が、ウェストミンスター信条の立場の理解のため大切である。ウェストミンスター信仰告白によれば、聖書より必然的に演繹される結論は、神の真理であつて、聖書において明らかに示されている教理と同じ権威をもつ。ウェストミンスター会議におけるスコットランド長老教会よりの代表者のひとりであったジレスピーは、この演繹における理性の働きについて、先ず自然理性と再生理性とを区別する。「われらをして、ここにゲルハルドとともに、腐敗した理性と再生した理性の区別があることを認めしめよ。すなわち、神の事を、自然的、肉的な原理、感覚、経験等から論ずる自然理性と、キリストへの服従に捕えられている理性との区別である。後者は、神の事を人間の規準からではなく、神の規準によって、仮令それがどんなに肉の知恵に反しようとも、聖書的原則に立つて判断するものである。そして、神の栄光に関する事と、靈的な或いは神的な事において、聖書から引き出される結果と結論を確信し、それに満足するのは、前の理性ではなく、後者である」と。
- 次に、ジレスピーは、「正当で必然的な結論」と「正当で可能な結論」とを区別する。後者は、聖書に合致する正当な結論であるが、これ以外にも聖書に合致する結論があり得るということを認めるもので「可能な」結論と云ふ。しかし、ウェストミンスター信仰告白が主張しているのは、そのような可能的結論のことではなく、それ以外の結論が引き出されないような必然的な結論である。
- 「聖書からの正当で必然的な結論」に神的権威を認める教理の目標とするところは、聖書の充分性である。むしろ

り、論理的演繹という作業において、人間理性が果たす役割のゆえに、その結果に究極的には主觀が混入することは免れ得ないが、ウエストミンスター信条の意図は、如何なる意味でも、人間理性に究極的な根拠があるのではなく、唯聖書にのみ信仰と生活の規準を求めるというところにある。ウエストミンスター会議に反対の立場をとったフックーは、アングロカトリックの立場を代表して、聖書はたゞ一般原則を与えるのみで、宗教生活の詳細については規準を与えていないと云う。聖書の一般原則の適用は人間理性に委ねられるとするこの主張に対し、ウエストミンスター信条の立場は、その適用の過程も聖書によって規定されねばならないということである。ウエストミンスター信条は、一方において、聖書が信仰と生活の個々の点についてまで直接的な明文をもって規準を与えていたとする立場をとらないとともに、他方において、宗教的理念の展開を人間理性にのみ委ねる思弁をも拒否する。ウエストミンスター信条において、理性は聖書の意味を引き出すために必要なものとされているけれども、神学が樹立さるべき唯一の確かなる基礎は聖書のみであった。

教会政治に関して云えば、ウエストミンスター信条は、教会政治の根本原理は、聖書において明文をもって教えられていると主張する。聖書が明らかに教えている教会政治の根本原理、すなわち、キリストは教会の王であるという教理は、見える教会の存在にとって本質的なものである。従つて、これを否定するものは、教会という名をもつてよばれるにふさわしくない。

しかし、ウエストミンスター信条が、教会政治の聖書的形態としている長老主義政治の根本原理は、聖書から正当且つ必然的に演繹されるものである。それは、この演繹がいかに正当且つ必然的なものであるとしても、演繹の前提についての立場の違いもあることを認めて、これをうけいれるか否かを、教会の本質にかかわることとはみない。それは唯教会のより聖書的完成のため必要なものなのである。

最後に、教会の伝統の一要素としての職制に則して云ふば、その形態はいろいろな面で歴史的に展開されてきたものであるということが正当に認められねばならない。しかし、それは歴史の波の中に相対化されてしまうべきものではない。変りゆくものの中には、聖書に規範として与えられている。これが、教会の伝統そのものに向うわれわれの態度である。伝統は、不变の福音を、歴史的に展開されてきた諸相において見ることに他ならない。

キリスト教神学は、教会に仕えることを目的とする実践的学問である。日本における福音主義教会が、キリストの公同の教会の肢として形成されるために、キリストの教会が継承してきた福音と福音理解の伝統が神学的に検証され、その上に教会形成がなされねばならない。伝統はクレドー（信条）及びオルドー（職制）として、歴史的に展開されてきている。諸教派がそれぞれの伝統のルーツに注目して、互いにその特性を尊重しつゝ、新しい展開をとげ、わが国の教会形成の次の世代への継承を目指さなければならない。われわれは、聖靈の自由と制度とは乖離するという認識を克服し、制度こそ自由を保証し表明するものとして、改革され続けていく教会を目指さねばならない。われわれは又、宗教的信仰を反理性的にとらえる情緒主義を克服しなければならない。体系的な神学を嫌悪する精神的土壤には、真にみ言葉に立つ教会は期待し難い。聖書とみ言葉によって日々改革され続けていく教会とは、伝統を聖書的神学的に再検討しつつ批判的に継承し展開していく教会のことであって、こうして永遠なるキリストの教会は歴史的完成に向って進むのである。

## 五、結　び

- (1) カルヴァン「キリスト教綱要」IV・1・2 (渡辺信夫訳、新教出版社、一九六四年)。カムバトシ・バスター『基督教の伝統』(日本語訳、一九八五年)二八八頁。
- (2) 須田穂「改革派神学概論」(聖恵出版社出版部、一九八五年)二八八頁。
- (3) C・W・ウエリウッド、大隈路三訳「教会」(現代の神学潮流4、新教出版社、一九六九年)一八頁。
- (4) 同上八頁。
- (5) 須田穂「日本キリスト教団教会論」(教会と宣教叢書、新教出版社、一九八一年)四八頁。
- (6) ヴィルヘルム・ニーゼル、渡辺信夫訳「福音主義諸教会——信条と教本」(改革社、一九七八年)一八四頁。
- (7) 熊野義孝「日本キリスト教神学概論」(新教出版社、一九六八年)七章「高倉徳太郎にゆけ」未定型教会論」三七五頁。
- (8) 抽譲「公会主義の本質と背景」(「改革派神学」第九輯、神戸改革派神学校、一九六九年)。
- (9) 同上三九頁。
- (10) 回讐文四一頁。Philip Schaff: *The Creeds of Christendom*, Vol. I, pp. 915-918, Vol. III, p. 827.
- (11) 回讐文四二頁。佐波回讐「植村正久の時代」(教文館)第一卷四五三、四五九長頁。
- (12) 佐藤敏夫「高倉徳太郎とその時代」(新教出版社、一九八三年)第10章「植村高倉の教会論」。
- (13) 宇田進「福音主義キリスト教とは何か」(このやのいわせ社、一九八四年)一一八頁。
- (14) 仁堀達「ローマ帝国のキリスト教」(世界の歴史、原田哲房新社、一九六八年)三四七頁。Adolf Harnack, *The Mission and Expansion of Christianity in the First Three Centuries* (tran. and edit. by James Moffatt: Harper Torchbooks) p. 147ff., Robert Banks, *Paul's Idea of Community* (Berdmans, 1980) p. 15ff.
- (15) 仁堀、前掲書、三三頁。東京神学大蔵井伸「教会論」(「釋教」40号、教文館、一九七八年)110頁。使徒行傳二十一章。
- (16) ハーラー・アルンナー「教会の誤解」(酒井義旗訳、特農堂、一九五五年)五八、101頁。
- (17) 抽譲「教会の政治」(小林和也、一九七一年)七頁以下。
- (18) 同上。
- (19) 熊野義孝「基督教綱要」(新教出版社、一九四七年)一六一頁以下。竹森満生「編「熊野義孝の著述」記念論文集」(新教出版社、一九八六年)所収諸論文参照。
- (20) 大庭捷「基督教と日本の教義」(前掲論文集、一八五頁)。
- (21) 仁堀、前掲書、四〇頁。
- (22) John H. Leith, *Introduction to the Reformed Tradition* (John Knox Press, 1981 revised ed.) p. 17ff.
- (23) ハーラー、前掲書、二二六頁。
- (24) 抽譲「日本基督教の概要」(第一回日本改革宗教会講議(講義)、一九七一年)足送。
- (25) 須田穂「キリスト教」(小林和也、一九六七年)九四頁。P. Schaff, ibid, Vol. I, p. 5.
- (26) Klaas Runia, *The Place of the Confession in a Reformed Church* (Vox Reformatum, Reformed Theological College, Geelong, Australia, May, 1971) p. 3.
- (27) ハーラー「加条七條」カハドムツハタニ一加条加田一前七條。
- (28) 須田穂「植村高倉神学の行方」(「改革派神学」第十輯、神戸改革派神学校、一九七一年)長九頁。
- (29) 小林秀選「日本基督教論」一一四頁。
- (30) 脳光男「日本の教義」(「加条七條」(新教出版社、一九七〇年)十一頁)。
- (31) ハーラー「人との第一の干渉」(「神川川島」)。
- (32) 抽譲「教会の政治」(絶版)に依り。
- (33) 同上。
- (34) Gilespie, *The Presbyterian's Armory*, Vol. 2, "Treatise of Miscellany Questions, p. 101.
- (35) 「(聖別)必然的な複讐」の聖別は聖職者によって行われるが、その複讐がされた方法があつたもの (アダム・メイヨ複讐) 11月川」、1111年)。Gilespie, ibid, p. 101-102, Gataker, *Shadow*, p. 20.